

公益財団法人岩手県文化振興事業団第20回理事会議事録

1 開催日時 平成26年6月19日(木) 午前11時30分～11時40分

2 開催場所 サンセール盛岡 福来

3 出席者 理事総数 9名
出席理事 9名

理事長	菅野 洋樹	理事	熊谷 常正
理事	齋藤 哲子	理事	柴田 和子
理事	原田 光	理事	菊池 和憲
理事	中山 敏	理事	鈴木 清也
理事	中村 英俊		

監事総数 2名

出席監事 2名

監事 梅木 敬時 監事 久保 隆男

4 議長 (代表理事選定まで) 理事 鈴木 清也
(代表理事選定後) 理事長 菅野 洋樹

5 決議事項

議案第1号 理事長(代表理事)の選定について

議案第2号 業務執行理事の選定について

6 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部総務課長が理事会は定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、開会を宣し、理事長が選定されるまで、鈴木理事が議長として議事の進行をすることの承認を求め、全員異議なく承認したため、次の議案の審議に入った。

(1) 議案第1号 理事長(代表理事)の選定について

議長は議案第1号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、審議の結果、次のとおり選定について、全員異議なくこれを可決した。

理事長（代表理事） 菅野 洋 樹

ここで、定款第34条の規定により、議長を鈴木理事から菅野理事長に交代し、以後の議事を進行した。

(2) 議案第2号 業務執行理事の選定について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、審議の結果、次のとおり選定について、全員異議なくこれを可決した。

業務執行理事 鈴木 清 也、中 村 英 俊

7 その他

総務部総務課長より、以下の事由に基づき、第5回評議員会を開催する旨の報告があり、全員これを了承した。

（提案事由）本理事会において理事長及び業務執行理事が選定され、これに伴い、理事長及び中村理事の報酬を決定する必要があるが、報酬の決定は「公益財団法人岩手県文化振興事業団役員及び評議員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程」第3条の規定により、評議員会で定めることとされている。本来であれば、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集し、評議員会を招集するには、理事は評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならないが、今回は評議員会の招集の通知を発する暇が無いことから、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第183条の規定により評議員全員の同意を得て、第5回評議員会を開催しようとするものである。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午前11時40分閉会を宣し、解散した。

以上の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印
す
る。

平成26年6月23日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第20回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印